

居宅介護支援事業所かがやき 重要事項説明書

(令和 6 年 8 月 1 日 現在)

1 居宅介護支援事業所かがやきが提供するサービスについての相談窓口

担当介護支援専門員 平石真紀・蜂須幸江

電話 048-501-8082 FAX 048-501-8231

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の事業所番号及び通常の事業の実施地域

事業所名	社会福祉法人 邑元会 居宅介護支援事業所かがやき
所在地	埼玉県深谷市成塚 213
介護保険事業所番号	1174601821
通常の事業の実施地域	熊谷市、深谷市、寄居町、群馬県伊勢崎市、群馬県太田市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者等に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。
事業所の運営方針	・事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重しつつ、その能力に応じ、自立した生活を営むことができるように支援を行います。 ・事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業所ならびに主治の医師、保険医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの綿密な連携を図り、公正中立な立場で総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

※緊急連絡先 048-501-5040 (土日 午前8時30分～午後5時30分)

090-6031-1500 (午後5時30分～午前8時30分)

(4) 事業所の勤務体制

職種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業員と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させる必要な命令を行います。	常勤 1名 介護支援専門員兼務
介護支援専門員	居宅介護支援を行います。	常勤 1名 非常勤 0名

3 サービスの内容、提供方法

内容	提供方法
利用者の居宅サービス 計画作成依頼等 に対する相談対応	当事業所内相談室において行います。 (必要に応じて利用者のお宅を訪問します)
課題分析の実施	① 課題分析の実施に当たっては、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握します。 ② 解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行います。 ③ 使用する課題分析票は、かがやき独自のアセスメント方式とします。
居宅サービス計画 原案の作成	利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活の全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標とその達成時期、サービスの種類と内容等を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。
サービス担当者会議等による専門的 意見の聴取	居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催、担当者に対する紹介等により、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めます。また、医療と介護の連携を図るため、入院時には担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供することをお願いいたします。
居宅サービス計画 の説明、同意、交付	① 利用者およびその家族は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所等について、複数の事業所の情報を聞くことができます。また、その事業所をケアプランに位置付けた理由を介護支援専門員に聞くことができます。それらが保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又は家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。 ② 作成した居宅サービス計画は交付します。
居宅サービス計画 の実施状況の把握	① 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画のモニタリングを行います。 ② モニタリングに当たり、少なくとも1月に1回、居宅を訪問し、面接します。 ③ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録します。

4 サービスの利用割合

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

5 利用料、その他の費用の額

(1) 居宅介護支援の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下の通りです。利用者負担額は、原則として無料です。

区分（介護支援専門員1人当たりの利用者数）		要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援費Ⅰ	45人未満の部分	11,088円	14,406円
	45人以上の部分	5,554円	7,187円
	60人以上の部分	3,328円	4,308円
居宅介護支援費Ⅱ (ICT等を活用する場合)	50人未満の部分	11,088円	14,406円
	50人以上の部分	5,380円	6,973円
	60人以上の部分	3,226円	4,186円

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

①サービスの実施による加算

加算の種類	要件	利用料
初回加算	ア. 新規に居宅サービス計画を作成する場合 イ. 要支援者が要介護認定を受けた場合 ウ. 要介護状態区分が2区分以上変更された場合	1月につき 3,063円
入院時情報 連携加算Ⅰ	利用者が病院等に入院した日に当該病院または診療所の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合	1月につき 2,552円
入院時情報 連携加算Ⅱ	利用者が病院等に入院した翌日又は翌々日に当該病院または診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合	1月につき 2,042円
退院・退所加算	当該利用者の退院、退所に当たって病院等の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合	4,594円 ～ 9,189円 ※内容により算定する
通院時情報連携 加算	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合	1月につき 510円
ターミナルケア マネジメント加算	医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した利用者又はその家族の同意を得たうえで、主治の医師などの助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業者へ提供した場合	4,084円
緊急等居宅カン ファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、病院等の医師又は看護師等とともに居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	1回につき 2,042円

②基準に適合していると県に届け出た場合の加算

加算の種類	要件	利用料
特定事業所加算Ⅰ	加算の体制要件、人材要件等を満たす場合	5, 298円
特定事業所加算Ⅱ	加算の体制要件、人材要件等を満たす場合	4, 298円
特定事業所加算Ⅲ	加算の体制要件、人材要件等を満たす場合	3, 297円
特定事業所加算Ⅳ	加算の体制要件、人材要件等を満たす場合	1, 163円

※地域区分適用地域：介護保険に関する料金に7級地として1単位当たり10.21円として計算

(2) 交通費

前記2の(1)の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

地域外の方は介護支援専門員がお尋ねするための交通費の実費が必要です。なお、通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10Km未満620円、通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10Km以上620円に10Km超す距離1Km当たり62円を加算した額です。

(3) 解約料 お客さまはいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

6 秘密保持

(1) 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者はサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

(3) 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

7 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には家族等への連絡等必要な措置を講じ事故の状況や事故に際して採った処置について記録を行います。

8 非常災害対策

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画（BCP）に基づき研修の実施、訓練（シュミレーション）を年に2回以上実施します。

9 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権擁護、虐待防止のために、次にあげる必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) サービス提供中に、当事業所従業員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (4) 従業員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

10 サービス内容に関する苦情等

①お客さま相談・苦情等について

当事業所に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供されている各サービス事業所のご相談・苦情を承ります。 電話 048-501-8082 (代)

②その他当事業所外に市町村等の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険連合会等に苦情を伝えることができます。

<u>深谷市 長寿福祉課</u>	電話 048-574-8544 (直)
<u>熊谷市 長寿いきがい課</u>	電話 048-524-1402 (直)
<u>寄居町 福祉課</u>	電話 048-581-7718 (直)
<u>大里広域市町村圏組合 介護保険課</u>	電話 048-501-1330 (直)
<u>埼玉県国民健康保険団体連合会 (苦情相談専用)</u>	電話 048-824-2568
<u>太田市 介護サービス課</u>	電話 0276-47-1111 (代)
<u>伊勢崎市 介護保険課</u>	電話 0270-24-5111 (代)
<u>群馬県国民健康保険団体連合会</u>	電話 027-290-1363 (代)